

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館厚生院（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第26条第1項の規定に基づく役員等の報酬の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第18条第1項及び第2項による理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (3) 常勤の役員とは、前号の役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、第2号の役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、役員等が職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 評議員の報酬
- (2) 常勤の役員報酬
- (3) 非常勤の役員報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条 評議員に対する報酬は日額とし、評議員会への出席都度、定款第9条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。

- 2 常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める報酬総額（年額）の範囲内で、理事会において決定する。

- 3 非常勤の役員に対する報酬は日額とし、別表第3に定める報酬総額（年額）の範囲内で、理事会、監事監査等この法人の業務への出席都度、別表第4に基づき支給する。

（報酬の支給方法）

- 第5条 評議員及び非常勤の役員に対する報酬は、当月1日から当月末日までの期間の当該会議等に出席した日数に応じて、翌月21日（その日が土曜日、日曜日、祝祭日に当たるときは、繰り上げる。）に支給する。
- 2 常勤の役員に対する報酬は、毎月21日（その日が土曜日、日曜日、祝祭日に当たるときは、繰り上げる。）に支給する。
 - 3 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬の日割計算）

- 第6条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

- 第7条 この規程により計算金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

（費用）

- 第8条 役員等が出張する場合は、別に定める「旅費支給要項」第2条旅費額1級の区分欄に規定する額の旅費を支給し、その他の旅費に関する事項は、「旅費支給要項」の規定を準用する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月28日から施行する。
- 2 役員等の報酬及び旅費に関する規則（昭和57年1月1日制定）は廃止する。

別表第1（評議員の報酬）

（1）評議員

	報酬日額
評議員会への出席	10,000円

別表第2（常勤の役員の報酬総額）

役職	報酬総額（年額）
役員（常勤）	33,000,000円

別表第3（非常勤の役員の報酬総額）

役職	報酬総額（年額）
理事・監事（非常勤）	1,500,000円

別表第4（非常勤の役員の報酬日額）

（1）理事

	報酬日額
理事会への出席	10,000円

（2）監事

	報酬日額
監事監査への出席	15,000円
理事会及び評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円